

株式会社ときわ アドバイザー・講師派遣規約

本アドバイザー・講師派遣規約（以下「本規約」という。）は、企業・団体等のお客様（以下「クライアント」という。）が実施する会議・講演・セミナー・ワークショップ・イベント等（以下「研修等」という。）に、株式会社ときわ（以下「当社」という。）からアドバイザーまたは講師を派遣する場合（以下「アドバイザー・講師派遣」という。）の規約について定めたものです。

第1条（適用範囲）

アドバイザー・講師派遣に際して、クライアントおよび当社により、個別契約において本規約と異なる定めがされた場合は、個別契約の定めが優先します。

2. クライアントが実施する研修等が、Web 会議システム等の仕組みを用い、参加者がインターネット回線およびPC（パーソナルコンピュータ）またはタブレット、スマートフォン等の端末を通じて、参加者の拠点によらず受講できる形式で実施される場合、別途定めるオンライン研修規約を併せて適用するものとし、両規約に矛盾抵触がある場合はオンライン研修規約を優先します。

第2条（本規約に基づく同意、契約の成立）

クライアントは当社からのアドバイザー・講師派遣を希望する場合、クライアントは本規約の内容に同意した上でお申し込みいただくものとします。当社はクライアントからの希望に対してメール、書面等により、研修等に派遣する者、実施場所、日時、回数、支払金額、支払予定日、その他研修等の実施に必要な事項等の内容（以下「実施内容」という。）を提示し、クライアントが実施内容の確認を経て、受諾の連絡を当社に発信した時点で契約が成立するものとします。

第3条（アドバイザー・講師派遣にかかる料金、支払い方法）

アドバイザー・講師派遣にかかる料金は外税とし、当社はクライアントに対し研修等の開催日時点の消費税率を適用した金額を請求します。

2. アドバイザー・講師派遣にかかる料金には、研修等の設計および研修等の実施において投影、使用する資料（以下「研修資料」という。）の作成にかかる費用は含まれていますが、次の各号のいずれかに該当する費用については、当社は別途クライアントに請求することができます。

- (1) 当社による研修資料の必要部数の印刷、製本、または教材図書の購入およびクライアントへの納品等が必要な場合にかかる費用
- (2) 当社の本社（徳島市）を起点とした研修等実施地までの往復交通費、および宿泊が必要な場合の宿泊費の実費相当額

(3) その他アドバイザー・講師派遣に際して必要な、クライアントが負担することとなる費用

3. 当社は、クライアントに対して、研修等のアドバイザー・講師派遣にかかる料金および前項の費用にかかる請求書を交付します。クライアントは、当社の請求書により請求された額を請求書記載の期限までに当社指定の金融機関口座へ振込む方法でお支払いいただきます。なお、クライアント当社の協議及び合意により別途支払い方法が定められた場合はこの限りではありません。
4. 前項で定める支払いにかかる振込費用はクライアントの負担とします。

第4条 (実施場所、設備等)

クライアントが指定する施設において研修等を実施する場合、クライアントは当社が研修等のプログラムを提供するために必要な会場、設備、機材及び消耗品等（以下「設備等」という。）を準備し、当社に提供するものとします。

2. 当社は、前項の設備等を善良な管理者の注意をもって使用します。

第5条 (機密保持)

本条でいう機密情報とは、文書、口頭その他媒体を問わず、クライアント又は当社がアドバイザー・講師派遣による研修等の実施に関し、機密であることを指定して相手方に開示する全ての情報及びこれに基づき作成された資料その他の情報をいう。

2. クライアント及び当社は、機密情報について厳に機密を保持し、これをアドバイザー・講師派遣による研修等の実施の目的にのみ使用するものとし、相手方の事前の書面による承諾なしに機密情報を第三者に開示してはなりません。ただし、次のいずれかに該当するものについては、この限りではありません。
 - (1) 相手方から開示された時点で、既に公知となっているもの
 - (2) 相手方から開示された後で、自らの責に帰すべき事由によらず公知となったもの
 - (3) 相手方から開示された時点で、既に自ら適法に保有していたもの
 - (4) 正当な権限を有する第三者から開示されたもの
3. 次に掲げる者は、前項と同様の秘密保持義務を負うことを条件に、前項にいう第三者には該当しないものとします。
 - (1) アドバイザー・講師派遣による研修等の実施のために開示が必要な範囲の、自社の取締役、執行役若しくは監査役等の役員又は従業員
 - (2) 弁護士、税理士又は公認会計士
4. 本条第2項に関わらず、クライアント及び当社は、法令又は政府機関その他公的機関による命令、要求もしくは要請された場合には、これに応ずることができます。
5. 本条の定めは、研修等の実施後も有効に存続します。

第6条 (権利の帰属及び禁止行為)

当社が作成した研修資料にかかる著作権その他一切の権利(著作権法第27条および第28条に定める権利を含む。)は、クライアント又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、すべて当社に帰属するものとします。

- 前項の規定にかかわらず、クライアントは、アドバイザー・講師派遣による研修等の実施の目的に限定して、研修資料を無償で使用することができます。ただし、クライアントは、当社の事前の書面による承諾なしに、研修資料の複製、蓄積、翻訳、翻案、引用、転載、頒布、販売、出版、公衆送信(送信可能化を含む)、伝達、又は放送等を行うことはできず、また、その他の研修資料に関する当社の著作権またはその他の知的財産権を侵害するおそれのある行為を行うことはできません。
- クライアントは、アドバイザー・講師派遣による研修等の実施に際して、当社の事前の書面による承諾なしに写真撮影、録画、録音、別会場等への中継、又はそれに準ずる行為を行わないものとします。
- 本条の定めは、研修等の終了後も有効に存続するものとします。

第7条 (キャンセル料)

クライアントは、本規約第2条に定める契約の成立後、クライアントの事情により、研修等の実施を中止する場合は、事前に書面により当社に通知し、当該通知日に応じて以下のキャンセル料を当社に支払うものとします。

中止にかかる通知日	キャンセル料
①研修等実施予定日の20日前の18時まで (例)10月20日に研修等を実施する場合、同年9月31日の18時まで	無料
②研修等実施予定日の10日前の18時まで (例)10月20日に研修等を実施する場合、同年10月10日の18時まで	第3条アドバイザー・講師派遣にかかる料金の15%
③研修等実施予定日の5日前の18時まで (例)10月20日に研修等を実施する場合、同年10月15日の18時まで	第3条アドバイザー・講師派遣にかかる料金の50%
④研修等実施予定日の5日前の18時以降	第3条アドバイザー・講師派遣にかかる料金の全額

- クライアントが研修等実施予定日の14日前以前に当社に対し、書面による通知および当社の同意を得て、本来の実施予定日翌日から90日以内の別日程において実施(以下「延期」という。)する場合、本条第1項にいうキャンセル料は適用されません。なお、一度延期した日程を再延期する場合はキャンセルとみなし、本条第1項のキャンセル料が適用されます。また、クライアントが研修等実施予定日の14日前以降に当社に対し、書面による通知および当社の同意を得て、延期する場合、当社に旅

費・交通等の取消料・払戻手数料が発生した場合の当該費用は請求いたしません。

3. 本条第1項に定める①～④いずれの場合も、当社に旅費・交通等の取消料・払戻手数料が発生した場合、クライアントの中止通知時点で、当社がすでに作成した研修資料、またはすでにクライアントに対して納品した研修等の教材図書がある場合は、クライアントは当社に対してこれらの発生又は要した費用の全額につき別途お支払いいただきます。
4. 天災、地変、内乱その他の不可抗力により、研修等が中止または日程変更となったことが明らかな場合は、本条第1項及び第2項の規定は適用されませんが、当社に旅費・交通等の取消料・払戻手数料が発生した場合に、クライアントは当社に対しかかる費用の全額につき別途お支払いいただきます。

第8条（解約・解除）

当社は、研修等実施日の30日前まで（31日前以前）にクライアントに対して書面をもって解約の通知をすることにより、本契約を終了させることができます。この場合、当社はクライアントに対し、損害賠償その他の金員の支払をすることを要しません。

2. 当社は、クライアントに次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができます。この場合、当社はクライアントに対し、損害賠償その他の金員の支払をすることを要しません。
 - (1) 本規約に違反した場合
 - (2) 支払の停止又は破産手続、民事再生手続、会社更生手続若しくは特別清算の開始の申立があった場合
 - (3) 差押、仮差押又は滞納処分に係る命令又は通知が発せられた場合
 - (4) 官公庁から業務停止処分を受けた場合
 - (5) 当社の信用を著しく傷つけた場合又はそのおそれを生じさせた場合
 - (6) 自ら、自らを支配し又は自らにより支配される者、自らの役職員・経営に実質的に関与している者、その他これらに準じる者が、次のいずれかに該当する場合
 - (ア) 反社会的勢力（暴力団・暴力団員・暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等・その他これに準ずる者。以下同じ。）に該当すると認められる場合
 - (イ) 反社会的勢力でなくなってから5年を経過していない場合
 - (ウ) 反社会的勢力を利用していると認められる場合
 - (エ) 反社会的勢力に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合
 - (オ) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる場合
 - (7) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、脅迫的な言動若しくは暴力を用いた場合、虚偽の風説を流布し、偽計を用いて若しくは威力を用いて相手方の信用を

毀損した場合、業務を妨害した場合、暴力的な要求行為を行った場合又は法的な責任を超えた不当な要求行為を行った場合

(8) 前各号のほか、契約を継続しがたい重大な事由を生じた場合

3. 本条第2項のうち、クライアントの故意又は過失等責に帰すべき事由により、当社が本契約を解除した場合には、クライアントは当社に対し、アドバイザー・講師派遣にかかる料金全額相応額（既払い分相当額は除きます。）をお支払いいただく義務があります。

第9条（免責）

当社はアドバイザー・講師派遣による研修等の内容、またはアドバイザー・講師派遣による研修等の受講によって得られる情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等のいかなる保証も行ないません。

第10条（権利義務の譲渡等）

クライアント及び当社は、事前に相手方の書面による承諾がない限り、本規約から生ずる権利義務を第三者に譲渡若しくは担保差入し、又は引き受けさせてはなりません。

第11条（協議）

本規約に定めのない事項又は本規約の条項に係る疑義が生じたときは、クライアント及び当社は、誠意をもって協議し、解決するものとします。

第12条（準拠法および管轄裁判所）

本規約およびアドバイザー・講師派遣にかかる契約は日本法を準拠法とします。

2. 本規約またはアドバイザー・講師派遣にかかる契約に関して紛争が生じたときは、当社の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第13条（規約の改定・変更）

当社は、民法第548条の4の規定により本約款の変更をすることがあります。

2. 当社は、本約款を変更する場合、変更の内容及び効力発生時期を明示し、その効力発生日の相当期間前までに、当社の本店及び支店並びに当社のウェブサイトにて周知するものとします。
3. 第1項による約款の変更に同意しない本サービス利用者は、当社所定の方法に従い、効力発生日までに本契約を解除することができるものとします。

制定日 2020年12月1日